

あなたの再商品化義務を確認してみましょう。



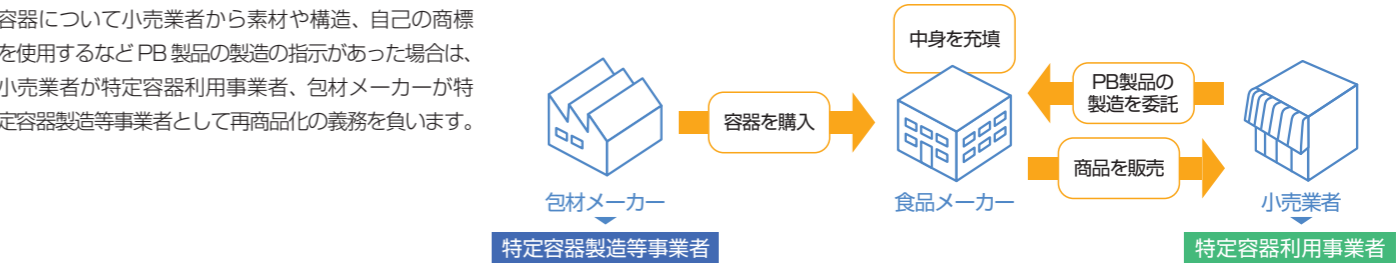
こんなとき誰が「特定事業者」に?

容器包装リサイクル法で定められた「特定事業者」には、再商品化義務が発生します。では、対象となる商品を扱うどの段階の事業者が、「特定事業者」となるのでしょうか？ 具体例で紹介します。

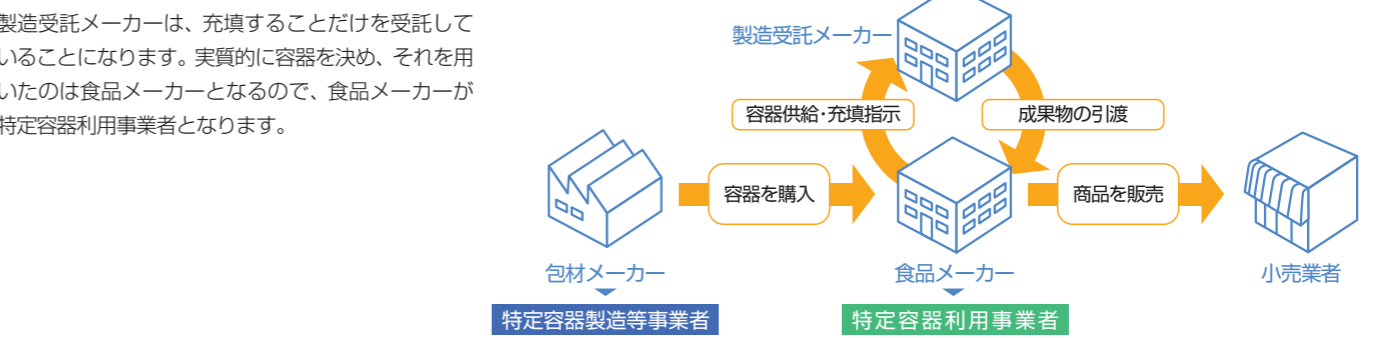
食品メーカーが容器を購入、中身を充填して、その商品を販売



食品メーカーが容器を購入、中身を充填して、その商品を販売 (容器に小売業の指示がある場合)



食品メーカーが容器を購入、中身の充填を委託して、その商品を販売 (委託関係のある場合)



食品メーカーがフィルムの原反を購入、自社で袋にして中身を充填、その商品を販売 (インプラントの場合)

